

下関市入札監視委員会（第7回）審議概要

開催日時	平成23年11月22日 13:30		
場所	下関市役所議会棟3階 第1委員会室		
委員	中谷正行（弁護士） 太田周二郎（大学教授） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審議対象期間	平成23年7月1日 ～ 平成23年9月30日		
審議対象総件数	164件	（抽出工事名称）	
抽出 案件	条件付一般競争 入札	99件	下関商業高等学校講堂改築建築主体工事
	指名競争入札	53件	小月茶屋三丁目調整池改良工事
	随意契約	12件	下関市細江町駐車場精算機等改修工事
指名停止等の運用状況	1件1社		
議事概要及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>下関商業高等学校講堂改築建築主体工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 条件付き一般競争入札とされる工事の要件は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額が500万円以上の工事については、原則として、条件付き一般競争入札としている。ただし、500万円未満の案件でも指名競争入札を行った結果、不調となった場合などは入札者を広く募集することを目的に条件付き一般競争入札を行うことがある。
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に行われる工事は、いつの段階で、決まるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急なものを除いて、原則として前年度の予算要求時点で計画し予算が確定すれば実施が決まるため、前年度の3月ころとなる。毎年4月に、設計価格250万円以上の工事について、発注見通しをホームページに掲載し公表している。
<ul style="list-style-type: none"> 開札した内容について、公表はされるのか。また、公表の内容は。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額、予定価格、最低制限価格、入札者ごとの名称と入札金額、落札者と落札金額がそれぞれ公表される。

<ul style="list-style-type: none"> 共同企業体（JV）での施工で、構成員は市内業者に限定されているが、下請負業者は制限があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 下請負業者については、現在のところ、どの業者でなければいけないなど制限はないが、市外の業者に下請けを出す場合は、工事担当課に届け出をするよう指導している。
<p>小月茶屋三丁目調整池改良工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 優良業者指名競争入札となった理由に「高度な現場管理」とあるが具体的にはどのようなことか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事場所が住宅密集地に隣接しその中で高低差のある斜面部を施工すること。しかも調整池が住宅地より高い場所にあることから高度な現場管理が必要であると判断した。
<ul style="list-style-type: none"> この工事の目的はなにか。 	<ul style="list-style-type: none"> 調整池の機能確保が主な目的であるが、元々調整池から地盤の低い宅地側に漏水が見られたので、その遮水も目的のひとつである。
<ul style="list-style-type: none"> 調整池は何のためのものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 以前は農業用であったが、近年の都市化により、洪水調整機能を持つため池という位置づけである。
<p>下関市細江町駐車場精算機等改修工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の精算機や発券機の業者はどのくらいあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大手業者は、3、4社と聞いている。他に中小で数社あるらしいが、すべて自社で製造販売しているかは把握していない。

<ul style="list-style-type: none"> 設計価格の算出方法は。 	<ul style="list-style-type: none"> 元々精算機には定価が存在しないため、その都度規格を決めたら業者に参考見積もりを徴取し設計価格を算出している。
<ul style="list-style-type: none"> 精算機の改修理由が老朽化であるが、判断基準は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 完全に壊れてしまうと支障が出るため、その前段でメーカー保証が切れ部品の調達がなくなったり、保守管理ができないなど、故障してもメンテナンスがきかなくなる状態で、決まった年数はないが、耐用年数等からいつ壊れてもおかしくない状態のときを基準としている。